

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年六月十日法律第百六十六号）

（指定の取消し等）

第十条 経済産業大臣は、製錬事業者が正当な理由がないのに、経済産業省令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

2 経済産業大臣は、製錬事業者が次の各号の一に該当するときは、第三条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

- 一 第五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。
- 二 第六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。
- 三 削除

四 第十一条の三第二項の規定による命令に違反したとき。

五 第十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

六 第十二条の二第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

七 第十二条の三第一項の規定に違反したとき。

八 第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

九 第五十八条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

十二 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

（特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置等）

第十一条の三 製錬事業者は、製錬施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、特定核燃料物質の防護のための区域の設定及び管理、施設等による特定核燃料物質の管理、特定核燃料物質の防護上必要な設備及び装置の整備及び点検その他の特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「防護措置」という。）を講じなければならない。

2 経済産業大臣は、防護措置が前項の規定に基づく経済産業省令の規定に違反していると認めるときは、製錬事業者に対し、特定核

燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質の取扱方法は是正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を命ずることができる。

（核物質防護規定）

第十二条の二 製錬事業者は、第十一条の三第一項に規定する場合には、経済産業省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、核物質防護規定が特定核燃料物質の防護上十分でないときは、前項の認可をしてはならない。

3 経済産業大臣は、特定核燃料物質の防護のため必要があるときは、製錬事業者に対し、核物質防護規定の変更を命ずることができる。

4 製錬事業者及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならない。

（核物質防護管理者）

第十二条の三 製錬事業者は、第十一条の三第一項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、経済産業省令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 製錬事業者は、前項の規定により核物質防護管理者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を経済産業大臣に届出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（設計及び工事の方法の認可）

第十六条の二 加工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、加工施設の工事に着手する前に、加工施設に関する設計及び工事の方法（第十六条の四第一項に規定する加工施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。

2 加工事業者は、前項の認可を受けた加工施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、前二項の認可の申請に係る設計及び工事の方法が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしななければならない。

一 第十三条第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。
二 経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
(使用前検査)

第十六条の三 加工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、加工施設の工事（次条第一項に規定する加工施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。）及び性能について経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、加工施設を使用してはならない。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、加工施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。
一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。
二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 経済産業大臣は、第一項の検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

4 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

(施設定期検査)

第十六条の五 加工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、加工施設のうち政令で定めるものの性能について、経済産業大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その加工施設の性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

3 経済産業大臣は、第一項の検査に関する事務の一部を、経済産業省令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

4 機構は、前項の規定により検査に関する事務の一部を行つたときは、遅滞なく、その結果を経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第二十条 経済産業大臣は、加工事業者が正当な理由がないのに、経済産業省令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

2 経済産業大臣は、加工事業者が次の各号の一に該当するときは、第十三条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第十五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第十六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。

三 第二十一条の三の規定による命令に違反したとき。

四 第二十二条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第二十五条の五の規定による命令に違反したとき。

六 第二十六条の六第一項の規定に違反したとき。

七 第二十七条の六第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第二十八条の六第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

九 第二十九条の七第一項の規定に違反したとき。

十 第三十条の七第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第三十一条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十二 第三十二条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十三 第三十三条の三第二項の規定に違反したとき。

十四 第三十四条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十五 第三十五条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十六 原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第六条の規定に違反したとき。

十七 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反したとき。

(保安規定)

第二十二條 加工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、事業開始前に、経済産業大臣の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、保安規定が核燃料物質による災害の防止上十分でないとき、前項の許可をしてはならない。

3 経済産業大臣は、核燃料物質による災害の防止のため必要があるときは、加工事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができ。

4 加工事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 加工事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、経済産業大臣が定期に行う検査を受けな

ければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第二十二條第五項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第二十二條第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第二十二條第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

(核燃料取扱主任者)

第二十二條の二の二 加工事業者は、核燃料物質の取扱いに關して保安の監督を行なわせるため、經濟産業省令で定めるところにより、次条第一項の核燃料取扱主任者免状を有する者のうちから、核燃料取扱主任者を選任しなければならない。

2 加工事業者は、前項の規定により核燃料取扱主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(核物質防護規定)

第二十二條の六 加工事業者は、第二十一條の二第二項に規定する場合には、經濟産業省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二條の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは、「加工事業者」と読み替えるものとする。

(設計及び工事の方法の認可)

第二十七條 原子炉設置者は、主務省令（主務大臣の発する命令をいう。以下この章において同じ。）で定めるところにより、原子炉施設の工事に着手する前に、原子炉施設に關する設計及び工事の方法（第二十八條の二第一項に規定する原子炉施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。）について主務大臣の認可を受けなければならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。

2 原子炉設置者は、前項の認可を受けた原子炉施設に關する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 主務大臣は、前二項の認可の申請に係る設計及び工事の方法が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 第二十三條第一項若しくは第二十六條第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

ること。

二 主務省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(使用前検査)

第二十八條 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、原子炉施設の工事（次条第一項に規定する原子炉施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。）及び性能について主務大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、原子炉施設を使用してはならない。原子炉施設を変更する場合における当該原子炉施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、原子炉施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が主務省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 第十六條の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査（実用発電用原子炉及び第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係るものに限る。）について準用する。

(施設定期検査)

第二十九條 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、原子炉施設のうち政令で定めるものの性能について、主務大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その原子炉施設の性能が主務省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

3 第十六條の五第三項及び第四項の規定は、第一項の検査（実用発電用原子炉及び第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係るものに限る。）について準用する。

(許可の取消し等)

第三十三條 主務大臣は、原子炉設置者が正当な理由がないのに、主務省令で定める期間内に原子炉の運転を開始せず、又は引き続き一年以上その運転を休止したときは、第二十三條第一項の許可を取り消すことができる。

2 主務大臣は、原子炉設置者が次の各号の一に該当するときは、第二十三條第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて原子炉の運転の停止を命ずることができる。

一 第二十五條第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第二十六條第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けませんでしたとき。

三 第三十六條又は第三十六條の二第四項の規定による命令に違反したとき。

四 第三十七條第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

- 五 第四十三条の規定による命令に違反したとき。
 - 六 第四十三条の二第二項の規定に違反したとき。
 - 七 第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。
 - 八 第四十三条の二第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。
 - 九 第四十三条の三第一項の規定に違反したとき。
 - 十 第四十三条の三第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。
 - 十一 第五十八条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
 - 十二 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。
 - 十三 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。
 - 十四 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
 - 十五 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。
 - 十六 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。
 - 十六の二 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項又は第十一条第六項の規定による命令に違反したとき。
 - 十七 港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第三十七条の二第二項（同法第三十七条の三において準用する場合を含む。）の規定による処分又は同条第二項（同法第三十七条の三において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十一条第一項の規定に対する違反があつたとき。
 - 3 国土交通大臣は、外国原子力船運航者が次の各号の一に該当するときは、第二十三条の二第二項の許可を取り消すことができる。
 - 一 前項第一号、第三号、第十一号、第十二号又は第十七号に掲げるとき。
 - 二 第二十六条の二第一項の許可を受けずに同項の変更又は保持をしたとき。
 - 三 第六十二条第一項の条件に違反したとき。
- （保安規定）
- 第三十七条 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、保安規定（原子炉の運転に関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、原子炉の運転開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 2 主務大臣は、保安規定が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分でないときは、前項の認可をしてはならない。
 - 3 主務大臣は、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止のため必要があるときは、原子炉設置者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。
 - 4 原子炉設置者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。
 - 5 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、主務大臣が定期に行う検査を受けなければならない。
 - 6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十七条第五項」と、「経済産業大臣」とあるのは「第二十三条第二項に規定する主務大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「第二十七条第一項に規定する主務省令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第三十七条第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第三十七条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。
- （原子炉の譲受け等）
- 第三十九条 原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設（原子力船を含む。第四項において同じ。）を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。
 - 2 日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者（原子炉設置者を除く。）からその所有する原子力船を譲り受けようとする者は、政令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
 - 3 第二十四条及び第二十五条の規定は、前二項の許可に準用する。
 - 4 第一項の許可を受けて原子炉設置者からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者は、当該原子炉に係る原子炉設置者の地位を承継する。
 - 5 第二項の許可を受けて原子力船を譲り受けた者は、原子炉設置者とみなす。この場合において、第二十六条第一項中「第二十三条第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項」とあり、又は同条第二項中「第二十三条第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項」とあるのは「政令で定める事項」と、第三十三条及び第六十五条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第三十九条第二項」と読み替えるものとする。

（核物質防護規定）

- 第四十三条の二 原子炉設置者は、第三十五条第二項に規定する場合には、主務省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「経

「経済産業大臣」とあるのは「主務大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「原子炉設置者」と読み替えるものとする。

(事業の許可)

第四十三條の四 使用済燃料(実用発電用原子炉その他その運転に伴い原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章並びに第六十條第一項、第六十六條第三項及び第七十七條第六号の二において同じ。)の貯蔵(原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び第五十二條第一項の許可を受けた者が原子炉施設、再処理施設又は同条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規定する貯蔵施設において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備(以下「使用済燃料貯蔵設備」という。)において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。)の事業を行うおとす者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用済燃料貯蔵設備及びその附属施設(以下「使用済燃料貯蔵施設」という。)を設置する事業所の名称及び所在地

三 貯蔵する使用済燃料の種類及び貯蔵能力

四 使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法

五 使用済燃料貯蔵施設の工事計画

六 貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法

3 経済産業大臣は、第一項の政令のうち原子炉及び貯蔵能力を定めるものの制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聴かなければならない。

(設計及び工事の方法の認可)

第四十三條の八 使用済燃料貯蔵事業者は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の工事に着手する前に、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法(第四十三條の十第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。)について経済産業大臣の認可を受けなければならない。使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても、同様とする。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の認可を受けた使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、前二項の認可の申請に係る設計及び工事の方法が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 第四十三條の四第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

(使用前検査)

第四十三條の九 使用済燃料貯蔵事業者は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の工事(次条第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするもの)の溶接を除く。次項において同じ。)及び性能について経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵施設を使用してはならない。使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、使用済燃料貯蔵施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

3 第十六條の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

(施設定期検査)

第四十三條の十一 使用済燃料貯蔵事業者は、経済産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて経済産業省令で定める期間ごとに経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その使用済燃料貯蔵施設の性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

3 第十六條の五第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

(許可の取消し等)

第四十三條の十六 経済産業大臣は、使用済燃料貯蔵事業者が正当な理由がないのに、経済産業省令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十三條の四第一項の許可を取り消すことができる。

2 経済産業大臣は、使用済燃料貯蔵事業者が次の各号の一に該当するときは、第四十三條の四第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第四十三條の六第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第四十三條の七第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。

- 三 第四十三條の十九の規定による命令に違反したとき。
 - 四 第四十三條の二十第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
 - 五 第四十三條の二十四の規定による命令に違反したとき。
 - 六 第四十三條の二十五第一項の規定に違反したとき。
 - 七 第四十三條の二十五第二項において準用する第十二條の二第三項の規定による命令に違反したとき。
 - 八 第四十三條の二十五第二項において準用する第十二條の二第四項の規定に違反したとき。
 - 九 第四十三條の二十六第一項の規定に違反したとき。
 - 十 第四十三條の二十六第二項において準用する第十二條の五の規定による命令に違反したとき。
 - 十一 第五十八條の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
 - 十二 第五十九條の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。
 - 十三 第五十九條の三第二項の規定に違反したとき。
 - 十四 第六十一條の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
 - 十五 第六十二條第一項又は第二項の条件に違反したとき。
 - 十六 原子力損害の賠償に関する法律第六條の規定に違反したとき。
 - 十七 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反したとき。
- (保安規定)
- 第四十三條の二十 使用済燃料貯蔵事業者は、経済産業省令で定めるところにより、保安規定(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、事業開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。
- 2 経済産業大臣は、保安規定が使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。
 - 3 経済産業大臣は、使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止のため必要があるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。
 - 4 使用済燃料貯蔵事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。
 - 5 使用済燃料貯蔵事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、経済産業大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

- 6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第四十三條の二十第五項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第四十三條の二十第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第四十三條の二十第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

(核物質防護規定)

第四十三條の二十五 使用済燃料貯蔵事業者は、第四十三條の十八第二項に規定する場合には、経済産業省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

- 2 第十二條の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは、「使用済燃料貯蔵事業者」と読み替えるものとする。
- (設計及び工事の方法の認可)

第四十五條 再処理事業者(再処理の事業を行う場合における核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所を含む。第四十六條の三、第四十六條の五から第四十六條の七まで、第六十五條及び第六十六條を除き、以下同じ。)は、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設の工事に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法(第四十六條の二第一項に規定する再処理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。)について経済産業大臣の認可を受けなければならない。再処理施設を變更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。

- 2 再処理事業者は、前項の認可を受けた再処理施設に関する設計及び工事の方法を變更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 3 経済産業大臣は、前二項の認可の申請に係る設計及び工事の方法が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしななければならない。

- 一 第四十四條第一項の指定を受けたところ、同条第三項若しくは前条第三項の承認を受けたところ、同条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項若しくは第四項の規定により届け出たところによるものであること。

- 二 経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(使用前検査)

第四十六條 再処理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設の工事(次条第一項に規定する再処理施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。)及び性能について経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、再

処理施設を使用してはならない。再処理施設を変更する場合における当該再処理施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、再処理施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従って行われていること。

二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 第十六条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

(施設定期検査)

第四十六条の二の二 再処理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、経済産業大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その再処理施設の性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

3 第十六条の五第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。

(指定の取消し等)

第四十六条の七 経済産業大臣は、再処理事業者が正当な理由がないのに、経済産業省令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十四条第一項の指定を取り消すことができる。

2 経済産業大臣は、再処理事業者が次の各号の一に該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第四十四条の三第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。

三 第四十九条の規定による命令に違反したとき。

四 第五十条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第五十条の三第二項において準用する第二十二条の五の規定による命令に違反したとき。

六 第五十条の四第一項の規定に違反したとき。

七 第五十条の四第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

八 第五十条の四第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

九 第五十一条第一項の規定に違反したとき。

十 第五十一条第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 第五十八条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十二 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十三 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

十四 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十五 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十六 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

十七 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項又は第十一条第六項の規定による命令に違反したとき。

(保安規定)

第五十条 再処理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、保安規定（核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、事業開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、保安規定が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 経済産業大臣は、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、再処理事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 再処理事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 再処理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、経済産業大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十条第五項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十条第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十条第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

(核燃料取扱主任者)

第五十条の三 再処理事業者は、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、経済産業省令で定めるところにより、第十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状を有する者のうちから、核燃料取扱主任者を選任しなければならない。

2 第二十二条の二の二第二項、第二十二条の四及び第二十二条の五の規定は、前項の核燃料取扱主任者に準用する。

(核物質防護規定)

第五十条の四 再処理事業者は、第四十八条第二項に規定する場合には、経済産業省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、

特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは、「再処理事業者」と読み替えるものとする。

(核物質防護管理者)

第五十一条 再処理事業者は、第四十八条第二項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、経済産業省令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について経済産業省令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二条の三第二項、第十二条の四及び第十二条の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「再処理事業者」と、「製錬施設」とあるのは「再処理施設」と読み替えるものとする。

(事業の許可)

第五十一条の二 次の各号に掲げる廃棄（製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は同条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第九号に規定する廃棄施設において行うものを除く。）の事業を行う者又は、次の各号に掲げる廃棄の種類ごとに、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

一 政令で定める核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の埋設の方法による最終的な処分（以下「廃棄物埋設」という。）

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物についての廃棄物埋設、第六十一条の二の二第六項に規定する海洋投棄その他の最終的な処分がされるまでの間において行われる放射線による障害の防止を目的とした管理その他の管理又は処理であつて政令で定めるもの（以下「廃棄物管理」という。）

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 廃棄物埋設地及びその附属施設（以下「廃棄物埋設施設」という。）又は廃棄物管理設備及びその附属施設（以下「廃棄物管理施設」という。）を設置する事業所の名称及び所在地

三 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の性状及び量

四 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法

五 放射能の減衰に応じた廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置の変更予定時期

六 廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の工事計画

3 文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、第一項第一号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聴かなければならない。

(設計及び工事の方法の認可)

第五十一条の七 第五十一条の二第一項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者（以下「廃棄物管理事業者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、政令で定める廃棄物管理施設（以下この章において「特定廃棄物管理施設」という。）の工事に着手する前に、特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法（第五十一条の九第一項に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。）について経済産業大臣の認可を受けなければならない。特定廃棄物管理施設を変更する場合における当該特定廃棄物管理施設についても、同様とする。

2 廃棄物管理事業者は、前項の認可を受けた特定廃棄物管理施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、前二項の認可の申請に係る設計及び工事の方法が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 第五十一条の二第二項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(使用前検査)

第五十一条の八 廃棄物管理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定廃棄物管理施設の工事（次条第一項に規定する特定廃棄物管理施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。）及び性能について経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、特定廃棄物管理施設を使用してはならない。特定廃棄物管理施設を変更する場合における当該特定廃棄物管理施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、特定廃棄物管理施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 第十六条の第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。
(施設定期検査)

第五十一条の十 廃棄物管理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものの性能について、一年以上であつて経済産業省令で定める期間ごとに経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その特定廃棄物管理施設の性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

3 第十六条の五第三項及び第四項の規定は、第一項の検査について準用する。
(許可の取消し等)

第五十一条の十四 経済産業大臣は、廃棄事業者が正当な理由がないのに、経済産業省令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第五十一条の第二一項の許可を取り消すことができる。

2 経済産業大臣は、廃棄事業者が次の各号の一に該当するときは、第五十一条の第二一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第五十一条の四第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第五十一条の五第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。

三 第五十一条の六の規定に違反したとき。

四 第五十一条の七の規定による命令に違反したとき。

五 第五十一条の八第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

六 第五十一条の二十二の規定による命令に違反したとき。

七 第五十一条の二十三第一項の規定に違反したとき。

八 第五十一条の二十三第二項において準用する第十二条の二三第三項の規定による命令に違反したとき。

九 第五十一条の二十三第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。

十 第五十一条の二十四第一項の規定に違反したとき。

十一 第五十一条の二十四第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十二 第五十八条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十三 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

十四 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

十五 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

十六 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

十七 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

十八 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項又は第十一条第六項の規定による命令に違反したとき。
(保安規定)

第五十一条の十八 廃棄物埋設事業者は、経済産業省令で定めるところにより、放射能の減衰に応じた廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置その他の事項を規定した保安規定(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、事業開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 廃棄物管理事業者は、経済産業省令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 経済産業大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないとき、前二項の認可をしてはならない。

4 経済産業大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため必要があるとき、廃棄事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

5 廃棄事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

6 廃棄事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、経済産業大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

7 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十一条の十八第六項」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十一条の十八第七項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十一条の十八第七項において準用する第六項」と読み替えるものとする。
(核物質防護規定)

第五十一条の二十三 廃棄物管理事業者は、第五十一条の十六第三項に規定する場合には、経済産業省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは、「廃棄物管理事業者」と読み替えるものとする。
(許可の取消し等)

第五十六条 文部科学大臣は、使用者が次の各号の一に該当するときは、第五十二条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて核燃料物質の使用の停止を命ずることができる。

- 一 第五十四条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。
- 二 第五十五条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。
- 三 第五十六条の三第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 四 第五十七条第一項、第五十八条又は第五十九条の技術上の基準に違反したとき。
- 五 第五十七条第三項の規定による命令に違反したとき。
- 六 第五十七条の二第一項の規定に違反したとき。
- 七 第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第三項の規定による命令に違反したとき。
- 八 第五十七条の二第二項において準用する第十二条の二第四項の規定に違反したとき。
- 九 第五十七条の三第一項の規定に違反したとき。
- 十 第五十七条の三第二項において準用する第十二条の五の規定による命令に違反したとき。

十一 削除

第十二 第五十八条の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

第十三 第五十九条の二第二項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反したとき。

第十四 第五十九条の三第二項の規定に違反したとき。

第十五 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

第十六 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

第十七 原子力損害の賠償に関する法律第六条の規定に違反したとき。

第十八 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項又は第十一条第六項の規定による命令に違反したとき。

(保安規定)

第五十六条の三 使用者は、政令で定める核燃料物質を使用する場合には、文部科学省令で定めるところにより、保安規定(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)を定め、使用開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、保安規定が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 文部科学大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため必要があるときは、使用者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 使用者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

5 使用者は、文部科学省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、文部科学大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十六条の三第五項」と、「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「文部科学省令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十六条の三第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十六条の三第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

(核物質防護規定)

第五十七条の二 使用者は、前条第二項に規定する場合には、文部科学省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二条の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「経済産業大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

(廃棄の基準)

第五十八条 使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄(使用施設等を設置した工場又は事業所において行われる廃棄に限る。)について、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄に関する確認等)

第五十八条の二 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者(以下この条において「使用者等」という。)が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を使用施設等、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は廃棄物理施設若しくは廃棄物管理施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。第五十九条の二第一項、第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項において「工場等」という。)の外において廃棄する場合には、主務省令(次の各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。)で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 使用者 文部科学大臣

二 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者 経済産業大臣

三 原子炉設置者 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣
四 外国原子力船運航者 国土交通大臣

2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、その廃棄に関する措置が同項の規定に基づく主務省令の規定に適合することについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣（同項各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。）の確認を受けなければならない。

3 第一項の場合において、主務大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄に関する措置が同項の規定に基づく主務省令の規定に違反していると認めるときは、使用者等に対し、廃棄の停止その他保安のために必要な措置を命ずることができる。
4 主務大臣は、前三項の主務省令を定めようとする場合においては、あらかじめ、他の第一項各号に定める大臣に協議しなければならない。

（運搬に関する確認等）

第五十九条の二 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下この条において「使用者等」という。）は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を工場等の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、運搬する物に関しては主務省令（次の各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。）その他の事項に関しては主務省令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令）で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置（当該核燃料物質に政令で定める特定核燃料物質を含むときは、保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置）を講じなければならない。

一 使用者及び使用者から運搬を委託された者 文部科学大臣
二 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及びこれらの者から運搬を委託された者 経済産業大臣

三 原子炉設置者及び当該原子炉設置者から運搬を委託された者 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣

四 外国原子力船運航者及び外国原子力船運航者から運搬を委託された者 国土交通大臣

2 前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止及び特定核燃料物質の防護のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合すること

について、運搬する物に関しては主務省令で定めるところにより主務大臣（前項各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下この条において同じ。）の、その他の事項に関しては主務省令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通省令）で定めるところにより主務大臣（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、国土交通大臣）の確認を受けなければならない。

3 使用者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けることができる。
この場合において、主務大臣の承認を受けた容器（第六十一条の二十六において「承認容器」という。）については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4 第一項の場合において、主務大臣又は国土交通大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者等に対し、同項に規定する当該措置の区分に応じ、運搬の停止その他保安及び特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。

5 第一項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、内閣府令で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならない。

6 都道府県公安委員会は、前項の届出があつた場合において、災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他内閣府令で定める事項について、必要な指示をすることができる。

7 都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

8 第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、使用者等は、当該運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しなければならない。

9 運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、使用者等は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県公安委員会に届け出て、その書換えを受けなければならない。

10 運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、使用者等は、内閣府令で定めるところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県公安委員会にその再交付を文書で申請しなければならない。

11 警察官は、自動車又は軽車両により運搬される核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止し、及び当該核燃料物質に含まれる特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらの物を運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、若しくは、内閣府令で定めるところにより、運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、又はこれらの物による災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護するた

め、第五項、第六項及び第八項の規定に実施の必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

12 前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

13 不要となつた運搬証明書の返納並びに運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合における第五項の届出、第六項の指示並びに運搬証明書の交付、書換え、再交付及び返納に關し必要な都道府県公安委員会の間の連絡については、政令で定める。

14 主務大臣は、第一項から第三項までの主務省令を定めようとする場合においては、あらかじめ、他の第一項各号に定める大臣に協議しなければならない。

(受託貯蔵者)

第六十条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者又は使用者から核燃料物質の貯蔵(使用済燃料の貯蔵を除く。)を委託された者(以下「受託貯蔵者」という。)は、当該核燃料物質を貯蔵する場合においては、主務省令(次の各号に掲げる受託貯蔵者の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。以下この条において同じ。)で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 製錬事業者、加工事業者又は再処理事業者から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者 経済産業大臣

二 使用者から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者 文部科学大臣

三 原子炉設置者から当該核燃料物質の貯蔵を委託された者 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣

2 受託貯蔵者は、政令で定める特定核燃料物質を貯蔵する場合には、主務省令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

3 主務大臣(第一項各号に掲げる受託貯蔵者の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。次項において同じ。)は、防護措置が前項の規定に基づく主務省令の規定に違反していると認めるときは、受託貯蔵者に対し、特定核燃料物質の防護のための区域に係る措置の是正、特定核燃料物質の貯蔵の方法の是正その他特定核燃料物質の防護のために必要な措置を命ずることができる。

4 主務大臣は、前三項の主務省令を定めようとする場合においては、あらかじめ、他の第一項各号に定める大臣に協議しなければならない。

(譲渡し及び譲受けの制限)

第六十一条 核燃料物質は、次の各号の一に該当する場合のほか、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。ただし、国際約束に基づき国が核燃料物質を譲り受け、若しくはその核燃料物質を譲り渡し、又は国からその核燃料物質を譲り受けける場合は、この限りでない。

一 製錬事業者が加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の製錬事業者に核燃料物質を譲り渡し、

又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合
二 加工事業者が製錬事業者、原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の加工事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合
三 原子炉設置者が製錬事業者、加工事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは他の原子炉設置者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合
四 再処理事業者が製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、廃棄事業者、使用者若しくは他の再処理事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合
五 廃棄事業者が製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者、使用者若しくは他の廃棄事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

六 使用者が製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者若しくは他の使用者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から第五十二条第一項の許可(第五十五条第一項の許可を含む。)を受けた種類の核燃料物質を譲り受ける場合
七 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者若しくは使用者が第五十二条第一項第五号の政令で定める種類及び数量の核燃料物質を譲り渡し、若しくは譲り受ける場合又はこれらの者からこれらの核燃料物質を譲り受け、若しくはこれらの者にその核燃料物質を譲り渡す場合

八 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者又は使用者が核燃料物質を輸出し、又は輸入する場合

九 第六十六条第一項の規定に基づく主務省令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、又はその核燃料物質を譲り受ける場合

十 第六十一条の九の規定による命令により核燃料物質を譲り渡す場合

(使用の許可及び届出等)

第六十一条の三 国際規制物資を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 製錬事業者が国際規制物資を製錬の事業の用に供する場合

二 加工事業者が国際規制物資を加工の事業の用に供する場合

三 原子炉設置者が国際規制物資を原子炉の設置又は運転の用に供する場合

四 再処理事業者が国際規制物資を再処理の事業の用に供する場合

五 使用者が国際規制物資を第五十二条第一項の許可を受けた使用の目的に使用する場合

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 使用の目的及び方法
 - 三 国際規制物資の種類及び数量
 - 四 使用の場所
 - 五 予定使用期間

- 3 核原料物質について第一項の許可を受けようとする者は、前項の申請書に第六十一条の第二項第六号の事項を記載した書類を添付しなければならない。ただし、同条第一項第三号に該当する場合は、この限りでない。
- 4 第一項各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者は、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を文部科学大臣に届け出なければならない。
- 5 使用済燃料貯蔵事業者は、国際規制物資を貯蔵しようとする場合には、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その貯蔵する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される貯蔵の期間を文部科学大臣に届け出なければならない。
- 6 廃棄事業者は、国際規制物資を廃棄しようとする場合には、文部科学省令で定めるところにより、あらかじめ、その廃棄する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される廃棄の期間を文部科学大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

- 第六十一条の六 文部科学大臣は、国際規制物資使用者が次の各号の一に該当するときは、第六十一条の三第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて国際規制物資の使用の停止を命ずることができる。
 - 一 第六十一条の四第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。
 - 二 前条第一項の規定により届出をしなければならない事項を届出をしないでしたとき。
 - 三 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。
 - 四 第六十二条第二項の条件に違反したとき。

(計量管理規定)

- 第六十一条の八 国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号(第一号を除く。)の一に該当する場合における当該各号に規定する者並びに同条第五項及び第六項に規定する者(以下「国際規制物資使用者等」という。)は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため、文部科学省令で定めるところにより、計量管理規定を定め、国際規制物資の使用開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 文部科学大臣は、計量管理規定が国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

- 3 文部科学大臣は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため必要があるときは、国際規制物資使用者等に対し、計量管理規定の変更を命ずることができる。

- 4 国際規制物資使用者等及びその従業者は、計量管理規定を守らなければならない。

(国際特定活動の届出)

- 第六十一条の九の二 国際特定活動を行う者は、政令で定めるところにより、国際特定活動を開始した日から三十日以内に、文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、国際規制物資を使用することにより行う場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により届出をしようとする者は、次の事項を記載した書類を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 国際特定活動の種類
- 三 国際特定活動の規模その他の概要のうち文部科学省令で定めるもの
- 四 国際特定活動を行う場所
- 五 予定活動期間

- 3 第一項の規定による届出をした者(以下「国際特定活動実施者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

- 第六十一条の二十三の十六 文部科学大臣は、指定保障措置検査等実施機関が次の各号の一に該当するときは、第六十一条の二十三の二の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて保障措置検査等実施業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 この節の規定に違反したとき。
 - 二 第六十一条の二十三の五第二号又は第三号に該当するに至つたとき。
 - 三 第六十一条の二十三の八第一項の認可を受けた業務規定によらないで保障措置検査等実施業務を行ったとき。
 - 四 第六十一条の二十三の八第三項、第六十一条の二十三の十二又は第六十一条の二十三の十四の規定による命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第六十一条の二十三の二の指定を受けたとき。
 - 六 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

(指定又は許可の条件)

第六十二条 この法律に規定する指定又は許可には、次項に定める場合を除くほか、条件を附することができる。

2 第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第四十三条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第六十一条の三第一項の許可には、国際規制物資の用途又は譲渡の制限その他国際約束を実施するために必要な条件を付することができる。

3 前二項の条件は、指定又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、指定又は許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(危険時の措置)

第六十四条 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（以下この条において「事業者等」という。）並びに事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者は、その所持する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令（第三項各号に掲げる事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣の発する命令をいう。）で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項の場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次の各号に掲げる事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一 製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者 経済産業大臣（第五十九条の二第一項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ経済産業大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）

二 使用者及び使用者から運搬を委託された者 文部科学大臣（第五十九条の二第二項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ文部科学大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）

三 原子炉設置者及び当該原子炉設置者から運搬を委託された者 第二十三条第一項各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める大臣（第五十九条の二第二項に規定する運搬に係る場合にあつては同項に規定する区分に応じ第二十三条第一項各号に定め

る大臣又は国土交通大臣、船舶又は航空機による運搬に係る場合にあつては国土交通大臣）

四 外国原子力船運航者及び外国原子力船運航者から運搬を委託された者 国土交通大臣

五 受託貯蔵者 第六十条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣

(事務規程)

第六十六条の二 機構は、検査等事務（次の各号に掲げる検査及び確認に関する事務の一部並びに検査及び確認をいう。以下同じ。）に係る業務の開始前に、検査等事務の実施に関する規程（以下「事務規程」という。）を定め、当該各号に定める大臣（以下この条及び第六十八条の二において「主務大臣」という。）に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 第六十六条の三第三項（第二十八条第三項、第四十三条の九第三項、第四十六条第三項及び第五十一条の八第三項において準用する場合を含む。）及び第十六条の五第三項（第二十九条第三項、第四十三条の十一第三項、第四十六条の二の二第三項及び第五十一条の十第三項において準用する場合を含む。）に規定する検査 経済産業大臣

二 第六十一条の二十四第一項に規定する検査 経済産業大臣

三 第六十一条の二十四第二項に規定する検査 文部科学大臣

四 第五十一条の六第三項に規定する確認に関する事務の一部 経済産業大臣

五 第六十一条の二十五第一項各号に掲げる確認 経済産業大臣

六 第六十一条の二十五第二項各号に掲げる確認 文部科学大臣

七 第六十一条の二十六第一項各号に掲げる確認 経済産業大臣

八 第六十一条の二十六第二項各号に掲げる確認 文部科学大臣

九 第六十一条の二十七の確認 国土交通大臣

2 主務大臣は、前項の規定による届出に係る事務規程が検査等事務の適正かつ確実な実施を図るため適当でないと認めるときは、その事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 事務規程で定めるべき事項は、主務省令（主務大臣の発する命令をいう。次条において同じ。）で定める。

(検査等事務を実施する者)

第六十六条の三 機構は、検査等事務を行うときは、主務省令で定める資格を有する者に実施させなければならない。

(報告徴収)

第六十七条 文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（都道府県公安委員会にあつては、第五十九条の二第六項の規定）の施行に必要な限度において、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済

燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者又は国際特定活動実施者に対し、第六十四条第三項各号に掲げる事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資を使用している者及び国際特定活動実施者については、文部科学大臣とし、第五十九条の二第五項に規定する届出をした者については、都道府県公安委員会とする。）に応じ、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。

2 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の規定による報告の徴収のほか、同項の規定により製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされているものに限る。）に報告をさせた場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため特に必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、これらの者の設置する製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等の保守点検を行った事業者に対し、必要な報告をさせることができる。

3 文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機構に対し、第六十六条の二第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、その業務に関し報告をさせることができる。

4 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項及び前項の規定による報告の徴収のほか、第六十一条の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、船舶の船長その他の関係者に対し、必要な報告をさせることができる。

5 文部科学大臣は、第一項の規定による報告の徴収のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して報告又は説明を行うために必要な限度において、国際規制物資を使用している者その他の者に対し、国際原子力機関からの要請に係る事項その他の政令で定める事項に関し報告をさせることができる。

（原子力施設検査官及び原子力保安検査官）

第六十七条の二 文部科学省及び経済産業省に、原子力施設検査官及び原子力保安検査官を置く。

2 文部科学省の原子力施設検査官は第二十八条から第二十九条まで、第五十五条の二又は第五十五条の三の検査に関する事務に、経済産業省の原子力施設検査官は第十六条の三から第十六条の五まで、第二十八条から第二十九条まで、第四十三条の九から第四十三条の十一まで、第四十六条から第四十六条の二の二まで又は第五十一条の八から第五十一条の十までの検査に関する事務に、それぞれ従事する。

3 文部科学省の原子力保安検査官は第三十七条第五項又は第五十六条の三第五項の検査（第三十七条第五項の検査については、第二十三条第一項第三号及び第五号の原子炉に係るものに限る。）に関する事務に、経済産業省の原子力保安検査官は第十二条第五項、第二十二條第五項、第三十七條第五項、第四十三條の二十第五項、第五十條第五項又は第五十一条の十八第六項の検査（第三十七條第五項の検査については、第二十三条第一項第一号及び第四号の原子炉に係るものに限る。）に関する事務に、それぞれ従事する。

（立入検査等）

第六十八条 文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣にあつては第六十四条第三項各号に掲げる事業者等の区分（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項及び第六項に規定する者並びに国際特定活動実施者については、第六十四条第三項各号の当該区分にかかわらず、文部科学大臣とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九条の二第六項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者若しくは同条第五項若しくは第六項に規定する者又は国際特定活動実施者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、この法律（文部科学大臣にあつては第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉並びにその附属施設に係る第二十八条の二第一項の規定並びに第五十五条の三第一項の規定、国土交通大臣にあつては実用船用原子炉及びその附属施設に係る第二十八条の二第二項の規定）の施行に必要な限度において、その職員に、第十六条の四第一項、第二十八条の二第二項、第四十三條の十第一項、第四十六條の二第一項、第五十一条の九第一項若しくは第五十五条の三第一項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、第六十一条の二の二第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

4 文部科学大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第十三項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

- 5 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十六条の二第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、機構の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
 - 6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 7 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第六十六条の二第一項各号に掲げる検査等事務の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去（以下「立入検査等」という。）を行わせることができる。
 - 8 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の規定により機構に立入検査等を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査等の場所その他の必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。
 - 9 機構は、前項の指示に従つて第七項に規定する立入検査等を行ったときは、その結果を文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣に報告しなければならない。
 - 10 第七項の規定により機構の職員が立入検査等を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 - 11 第一項から第五項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
 - 12 国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者は、文部科学大臣の指定するその職員（第七十四条の二第一項の規定により保障措置検査を行い、又は同条第二項の規定により立入検査を行う経済産業省又は国土交通省の職員を含む。次項、第十七項及び第十八項において同じ。）又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会いの下に、国際約束で定める範囲内において、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者又は同条第五項若しくは第六項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査し、関係者に質問し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。
 - 13 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による立入検査のほか、文部科学大臣の指定するその職員（政令で定める場合にあつては、文部科学大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員。第十八項において同じ。）の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内において、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所であつて国際原子力機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。
 - 14 第六項の規定は、前項の規定により外務大臣の指定するその職員が立ち会う場合について準用する。
 - 15 文部科学大臣は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な限度において、文部科学省令で定めるところにより、その職員に、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。
 - 16 文部科学大臣は、前項の規定による封印又は装置の取付けのほか、追加議定書に基づく保障措置の実施に必要な限度において、その職員に、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物資その他の物の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。
 - 17 国際原子力機関の指定する者は、文部科学大臣の指定するその職員又は第六十一条の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の立会いの下に、保障措置協定で定める範囲内で、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。
 - 18 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による封印又は装置の取付けのほか、文部科学大臣の指定するその職員の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内で、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物資その他の物の移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。
 - 19 何人も、第十五項から前項までの規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又はき損してはならない。
- (聴聞の特例)
- 第六十九条 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第十条第二項、第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十三条の十第六第二項、第四十六条の七第二項、第五十一条の十四第二項、第五十六条、第六十一条の六又は第六十一条の二十一の規定による事業の停止、原子炉の運転の停止、核燃料物質若しくは国際規制物資の使用の停止又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
 - 2 第十条、第十二条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十二条の三第三項、第三十三条、第四十一条第三項、第四十三条の十六、第四十六条の七、第五十一条の十四、第五十六条、第六十一条の六、第六十一条の二十一又は第六十一条の二十三の十六の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。
(不服申立て等)

第七十条 この法律の規定により指定保障措置検査等実施機関が行う保障措置検査の業務に係る処分又は機構が行う検査若しくは確認の業務に係る処分若しくはその不作為について不服がある者は、指定保障措置検査等実施機関が行う処分については文部科学大臣に機構が行う処分又はその不作為については次の各号に掲げる検査又は確認の区分に応じ当該各号に定める大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

- 一 第六十一条の二十四第一項に規定する検査 経済産業大臣
- 二 第六十一条の二十四第二項に規定する検査 文部科学大臣
- 三 第六十一条の二十五第一項各号に掲げる確認 経済産業大臣
- 四 第六十一条の二十五第二項各号に掲げる確認 文部科学大臣
- 五 第六十一条の二十六第一項各号に掲げる確認 経済産業大臣
- 六 第六十一条の二十六第二項各号に掲げる確認 文部科学大臣
- 七 第六十一条の二十七の確認 国土交通大臣

2 この法律(第二十二條の三第一項及び第二項並びに第四十一条第一項及び第二項を除く。)の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定(前項の規定により審査請求をすることができる処分にあつては、審査請求に対する裁決)を経た後でなければ、提起することができない。

3 この法律の規定による処分については、行政手続法第二十七條第二項の規定は、適用しない。
(処分等についての同意等)

第七十一条 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項、第二十六條第一項、第二十六條の二第一項、第三十一条第一項、第三十三條若しくは第三十九條第一項若しくは第二十二條の規定による処分をし、又は第六十二條第二項の規定により条件を付する場合(以下この項において「処分等をする場合」という。)においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣の同意を得なければならない。

- 一 文部科学大臣が第二十三條第一項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するものに係る処分等をする場合 経済産業大臣
- 二 経済産業大臣又は文部科学大臣が第二十三條第一項第四号又は第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するもの(当該原子炉を設置した船舶を含む。)に係る処分等をする場合 国土交通大臣

三 経済産業大臣又は国土交通大臣が実用発電用原子炉若しくは第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉又は実用船舶用原子炉(当該原子炉を設置した船舶を含む。)、第三十九條第二項に規定する原子力船若しくは外国原子力船に係る処分等をする場合 文部科学大臣

2 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の同意を求められた事項に關し特に調査する必要があると認める場合においては、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者(第二十三條第一項、第二十三條の二第一項又は第三十九條第一項若しくは第二項の許可の申請者を含む。)から必要な報告を徴し、又はその職員に、当該原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。

3 第六十八條第六項及び第十一項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。
4 文部科学大臣は、第二十三條第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者につき、第二十七條、第二十八條の二第二項、第三十六條、第三十七條第一項若しくは第三項、第三十八條第二項、第四十三條の二第一項、同條第二項において準用する第十二條の二第三項、第四十三條の三第二項において準用する第十二條の五、第五十八條の二第三項、第五十九條の二第四項、第六十二条第三項若しくは第六十六條第四項の規定による処分をし、第二十八條第一項、第二十八條の二第一項若しくは第四項若しくは第二十九條第一項、第四十條第二項、第四十三條の三第二項、第四十三條の三第二項において準用する第十二條の三第二項、第六十一条の三第四項若しくは第六十條第一項若しくは第三項の規定による届出若しくは第六十六條第三項の規定による検査をし、又は第二十六條第二項若しくは第三項、第三十條、第三十二條第二項、第三十八條第一項、第四十條第一項、第四十三條の三第二項において準用する第十二條の五、第五十八條の二第三項、第五十九條の二第四項、第六十四条第三項若しくは第六十六條第四項の規定による処分をし、第二十八條第一項、第二十八條の二第一項若しくは第四項若しくは第二十九條第一項の規定による検査をし、又は第二十六條第二項若しくは第三項、第三十條、第三十二條第二項、第三十八條第一項、第四十條第一項、第四十三條の三第二項において準用する第十二條の三第二項、第六十一条の三第四項若しくは第六十五條第一項若しくは第三項の規定による届出若しくは第六十六條第三項の報告を受理した場合においては、文部科学大臣(船舶に設置する原子炉に係るもの)であるときは、文部科学大臣及び国土交通大臣)に対し、遅滞なく、その処分の内容若しくは検査の結果を通報し、又はその届出若しくは報告の写しを送付しなければならない。

5 経済産業大臣は、第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者につき、第二十七條、第二十八條の二第二項、第三十六條、第三十七條第一項若しくは第三項、第三十八條第二項、第四十三條の二第一項、同條第二項において準用する第十二條の二第三項、第四十三條の三第二項において準用する第十二條の五、第五十八條の二第三項、第五十九條の二第四項、第六十四条第三項若しくは第六十六條第四項の規定による処分をし、第二十八條第一項、第二十八條の二第一項若しくは第四項若しくは第二十九條第一項の規定による検査をし、又は第二十六條第二項若しくは第三項、第三十條、第三十二條第二項、第三十八條第一項、第四十條第一項、第四十三條の三第二項において準用する第十二條の三第二項、第六十一条の三第四項若しくは第六十五條第一項若しくは第三項の規定による届出若しくは第六十六條第三項の報告を受理した場合においては、文部科学大臣(船舶に設置する原子炉に係るもの)であるときは、文部科学大臣及び国土交通大臣)に対し、遅滞なく、その処分の内容若しくは検査の結果を通報し、又はその届出若

しくは報告の写しを送付しなければならない。

6 経済産業大臣は、第三条第一項、第六条第一項、第八条第一項、第十条、第十三条第一項、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十条、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十三条の十四第一項、第四十三条の十六、第四十四条第一項若しくは第三項、第四十四条の四第一項、第四十六条の五第一項、第四十六条の七、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十二第一項、第五十一条の十四若しくは第五十一条の十九第一項の規定による処分をし、又は第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定若しくは第十三条第一項、第四十三条の四第一項若しくは第五十一条の二第一項の許可について第六十二条第二項の規定により条件を付する場合においては、あらかじめ文部科学大臣に協議しなければならない。

7 文部科学大臣は、前項の協議を求められた事項に關し特に調査する必要があると認める場合においては、当該製錬事業者（第三条第一項の指定の申請者を含む。）、当該加工事業者（第十三条第一項の許可の申請者を含む。）、当該使用済燃料貯蔵事業者（第四十三条の四第一項の許可の申請者を含む。）、当該再処理事業者（第四十四条第一項の指定の申請者を含む。）又は当該廃棄事業者（第五十一条の二第一項の許可の申請者を含む。）から必要な報告を徴することができる。

8 経済産業大臣は、第十一条の三第二項、第十二条第一項若しくは第三項、第十二条の二第一項若しくは第三項（第二十二条の六の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十一条第二項又は第五十一条の二十三第二項において準用する場合を含む。）、第二十一条の三、第二十二条第一項若しくは第三項、第二十二条の二第二項、第二十二条の五（第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十二條の六第一項、第四十三條の十九、第四十三條の二十第一項若しくは第三項、第四十三條の二十一第一項、第四十三條の二十四、第四十三條の二十五第一項、第四十九條、第五十条第一項若しくは第三項、第五十条の二第二項、第五十条の四第一項、第五十一条の十七、第五十一条の十八第一項、第二項若しくは第四項、第五十一条の二十二若しくは第五十一条の二十三第一項の規定による処分をし、製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者若しくは第五十八条の二第三項、第五十九条の二第四項、第六十四条第三項若しくは第六十六条第四項の規定による命令をし、又は第六条第二項、第七條、第九條第二項、第十二條の三第二項（第十二條の七第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十一条第二項又は第五十一条の二十四第二項において準用する場合を含む。）、第十六條第二項、第十七條、第十九條第二項、第二十二條の二第一項、第二十二條の二の二第二項（第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、第四十三條の七第二項、第四十三條の十二、第四十三條の十三、第四十三條の十五第二項、第四十三條の二十一第一項、第四十三條の二十二第二項、第四十四條の四第二項若しくは第四項、第四十六條の三、第四十六條の四、第四十六條の六第二項、第五十条の二第一項、第五十一条の五第二項、第五十一条の十一、第五十一条の十三第二項若しくは第五十一条の二十第二項の規定による届出若しくは製錬事業者、加工事業者、使用

済燃料貯蔵事業者、再処理事業者若しくは廃棄事業者に係る第六十五条第一項若しくは第三項若しくは第六十六条第三項の規定による届出若しくは報告を受理した場合においては、文部科学大臣に対し、遅滞なく、その処分若しくは命令の内容を通報し、又はその届出若しくは報告の写しを送付しなければならない。

9 国土交通大臣は、第五十九条の二第四項又は第六十四条第三項の規定による命令をした場合において、その命令が製錬事業者、加工事業者、第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は廃棄事業者に対するものであるときは文部科学大臣及び経済産業大臣、実用発電用原子炉及び同項第三号に掲げる原子炉のうち発電の用に供する原子炉に係る原子炉設置者に対するものであるときは経済産業大臣、同項第三号及び第五号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者又は使用者に対するものであるときは文部科学大臣に対し、遅滞なく、その命令の内容を通報しなければならない。

10 文部科学大臣は、第五十九条の三第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認をした場合においては、国土交通大臣（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣）に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

11 経済産業大臣又は国土交通大臣は、実用発電用原子炉若しくは第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者又は実用船用原子炉に係る原子炉設置者から、第六十五条第一項若しくは第三項の規定による届出又は第六十六条第三項の報告を受理したときは、遅滞なく、その届出又は報告の写しを文部科学大臣に送付しなければならない。

12 文部科学大臣は、第四十三条の規定による命令をした場合においては、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

13 経済産業大臣は、第四十三条の規定による命令をした場合においては、文部科学大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

14 国土交通大臣は、第四十三条の規定による命令をした場合においては、文部科学大臣及び経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

15 機構は、第二十八条の二第一項又は第四項の規定による検査（実用発電用原子炉及び第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉並びにこれらの附属施設に係るものに限る。）をした場合には、遅滞なく、その検査の結果を経済産業大臣に通報しなければならない。

16 前項の場合において、経済産業大臣は、通報を受けた検査の結果のうち、第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係るものについては、文部科学大臣（同号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものに係るものについては、文部科学大臣及び国土交通大臣）に対し、遅滞なく、その検査結果を通報しなければならない。

17 機構は、第二十八条の二第一項又は第四項の規定による検査（第二十三条第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉並びにこれらの

附属施設に係るものに限る。)をした場合には、遅滞なく、その検査の結果を文部科学大臣に通報しなければならぬ。

18 前項の場合において、文部科学大臣は、通報を受けた検査の結果のうち、発電の用に供する原子炉に係るものについては経済産業大臣、船舶に設置する原子炉に係るものについては国土交通大臣に対し、遅滞なく、その検査の結果を通報しなければならぬ。

(原子力安全委員会への報告等)

第七十二条の三 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、四半期ごとに、次に掲げる認可及び検査の当該四半期の前四半期の実施状況について原子力安全委員会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

一 第十二条第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項及び第二項並びに第五十六條の三第一項の規定による保安規定及びその変更の認可

二 第十六條の二第一項及び第二項、第二十七條第一項及び第二項、第四十三條の八第一項及び第二項、第四十五條第一項及び第二項並びに第五十一條の七第一項及び第二項の規定による設計及び工事の方法並びにその変更の認可

三 第十六條の三第一項、第二十八條第一項、第四十三條の九第一項、第四十六條第一項、第五十一條の八第一項及び第五十五條の二第一項の規定による使用前検査

四 第十六條の四第一項、第二十八條の二第一項、第四十三條の十第一項、第四十六條の二第一項、第五十一條の九第一項及び第五十五條の三第一項の規定による溶接検査

五 第十六條の五第一項、第二十九條第一項、第四十三條の十一第一項、第四十六條の二の二第一項及び第五十一條の十第一項の規定による施設定期検査

2 文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、前項の規定による報告のほか、この法律の施行の状況であつて核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害の防止に関するものについて、文部科学省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、原子力安全委員会に報告するものとする。

(手数料の納付)

第七十五条 次の各号のいずれかに掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 第三条第一項又は第四十四條第一項の指定を受けようとする者

二 第六条第一項、第十三條第一項、第十六條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項、第二十六條第一項、第二十六條の二第一項、第三十九條第一項若しくは第二項、第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項、第四十四條の四第一項、第五十一條の二第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の十九第一項、第五十二條第一項、第五十五條第一項又は第六十一條の三第一項の許可を受けようとする者

一項の許可を受けようとする者

三 第四十四條第三項又は第四十四條の四第三項の承認を受けようとする者

四 第十六條の二第一項若しくは第二項、第二十七條第一項若しくは第二項、第四十三條の八第一項若しくは第二項、第四十五條第一項若しくは第二項又は第五十一條の七第一項若しくは第二項の認可を受けようとする者

五 第十六條の三第一項、第十六條の四第一項若しくは第四項、第十六條の五第一項、第二十八條第一項、第二十八條の二第一項若しくは第四項、第二十九條第一項、第四十三條の九第一項、第四十三條の十第一項若しくは第四項、第四十三條の十一第一項、第四十六條の二第一項若しくは第四項、第四十六條の二の二第一項、第五十一條の八第一項、第五十一條の九第一項若しくは第四項、第五十一條の十第一項、第五十五條の二第一項又は第五十五條の三第一項の検査を受けようとする者

六 第五十一條の六、第五十八條の二第二項(第六十一條の二の二第二項から第五項まで及び第六十六條第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第五十九條の二第二項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。))の承認又は第五十九條の二第三項(第六十六條第二項において準用する場合を含む。))の承認を受けようとする者

七 第二十二條の三第一項第一号の核燃料取扱主任者試験又は第四十一條第一項第一号の原子炉主任技術者試験を受けようとする者

八 核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状の再交付を受けようとする者

2 前項の手数料は、機構の行う検査又は承認を受けようとする者の納めるものについては機構の、その他のものについては国庫の収入とする。

3 第一項の規定(機構が行う検査又は承認に係るものを除く。)は、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものについては、適用しない。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第三条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更した者

二 第十二條第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項若しくは第二項又は第五十六條の三第一項の規定に違反した者

三 第十二條第三項、第二十二條第三項、第三十七條第三項、第四十三條の二十第三項、第五十條第三項、第五十一條の十八第四項又は第五十六條の三第三項の規定による命令に違反した者

四 第十二條第六項(第二十二條第六項、第三十七條第六項、第四十三條の二十第六項、第五十條第六項、第五十一條の十八第七項又は第五十六條の三第六項において準用する場合を含む。))の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しく

- は忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 五 第十二条の三第一項、第二十二條の七第一項、第四十三條の三第一項、第四十三條の二十六第一項、第五十一條第一項、第五十一條の二十四第一項又は第五十七條の三第一項の規定に違反した者
- 六 第十六條第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第十三條第二項第二号又は第十三号に掲げる事項を変更した者
- 七 第十六條の三第一項又は第十六條の四第一項若しくは第四項の規定に違反して加工施設を使用した者
- 八 第十六條の五第一項、第二十九條第一項、第四十三條の十一第一項、第四十六條の二の二第一項又は第五十一條の十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 九 第二十二條の二の二第一項の規定に違反した者
- 十 第二十六條第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第二十三條第二項第二号から第五号まで又は第八号に掲げる事項を変更した者
- 十一 第二十六條の二第一項の許可を受けないで同項の変更又は保持をした者
- 十二 第二十八條第一項又は第二十八條の二第一項若しくは第四項の規定に違反して原子炉施設を使用した者
- 十三 第四十條第一項の規定に違反した者
- 十四 第四十三條の七第一項の規定による許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第四十三條の四第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更した者
- 十五 第四十三條の九第一項又は第四十三條の十第一項若しくは第四項の規定に違反して使用済燃料貯蔵施設を使用した者
- 十六 第四十三條の二十二第一項の規定に違反した者
- 十七 第四十四條の四第一項又は第三項の規定により許可又は承認を受けなければならない事項について、これらの規定による許可又は承認を受けないで第四十四條第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更した者
- 十八 第四十六條第一項又は第四十六條の二第一項若しくは第四項の規定に違反して再処理施設を使用した者
- 十九 第五十條の三第一項の規定に違反した者
- 二十 第五十一條の五第一項の規定により許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第五十一條の二第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更した者
- 二十一 第五十一條の八第一項又は第五十一條の九第一項若しくは第四項の規定に違反して廃棄物管理施設を使用した者
- 二十二 第五十一條の二十第一項の規定に違反した者

二十三 第五十五條第一項の許可を受けないで第五十二條第二項第二号から第四号まで又は第六号から第九号までに掲げる事項を変更した者

二十四 第五十五條の二第一項又は第五十五條の三第一項の規定に違反して使用施設等を使用した者

二十五 第六十一條の規定に違反した者

二十六 第六十一條の二の二第一項の規定に違反した者（第七十八條の四に規定する者を除く。）

二十七 第六十四條第一項の規定に違反し、又は同條第三項の規定による命令に違反した者

二十八 第六十六條の四第二項の規定に違反した者

二十九 第六十七條第一項（製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（次号及び第八十條において「製鍊事業者等」という。）に係る部分に限る。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三十 第六十八條第一項（製鍊事業者等に係る部分に限る。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第七十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十一條、第二十一條、第三十四條、第四十三條の十七、第四十七條、第五十一條の十五又は第五十六條の二の規定に違反して記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者

二 第十一條の三第二項、第二十一條の三第一項若しくは第二項、第三十六條第一項若しくは第二項、第四十三條の十九第一項若しくは第二項、第四十九條第一項若しくは第二項、第五十一條の十七第一項若しくは第二項、第五十七條第三項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）、第五十九條の二第四項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）、又は第六十條第三項（第六十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三 第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十條の四第一項、第五十一條の二三第一項又は第五十七條の二第一項の規定に違反した者

四 第十二條の二三第三項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の四第二項、第五十一條の二三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五 第二十二條の二第二項の規定による届出をしないで加工施設を解体し、又は同條第二項の規定による命令に違反した者

六 第三十六條の二第二項若しくは第二項の規定による届出をしないで原子力船を港に立ち入らせ、又は同條第四項の規定による命

令に違反した者

七 第三十八条第一項の規定による届出をしないで原子炉を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者
七の二 第四十三条の第二十一項の規定による届出をしないで使用済燃料貯蔵施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

八 第五十条の第二項の規定による届出をしないで再処理施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

九 第五十一条の六の規定による確認を受けずに廃棄物埋設を行った者

十 第五十七条第一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十一 第五十八条の第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けずに核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄した者

十二 第五十九条の第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けず、又は第五十九条の第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬した者

十三 第五十九条の第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十四 第六十一条の第二項の規定による届出をしないで核原料物質を使用し、又は同条第五項（第六十一条の二の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十五 第六十一条の第三項の許可を受けずに国際規制物資を使用した者

十六 第六十一条の六の規定による国際規制物資の使用の停止の命令に違反した者

十七 第六十一条の八第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

十八 第六十一条の九の規定による命令に違反した者

十九 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反した者

二十 第六十六条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反した者

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条の第二十一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は第五十九条の第二十一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規

定による命令に従わなかつた者

二 第六十一条の第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項の変更について同条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第六十一条の第三項第四項の規定による届出をしないで国際規制物資を使用し、同条第五項の規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六項の規定による届出をしないで国際規制物資を廃棄した者

四 第六十一条の五第一項の規定による届出をしないで第六十一条の三第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更した者

五 第六十一条の七の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者

六 第六十一条の八の二第二項の規定による立入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第六十一条の八の二第五項又は第六十八條第十九項の規定に違反した者

八 第六十一条の九の二第二項若しくは第三項、第六十三條若しくは第六十五条第一項、第三項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第六十七条第一項（製錬事業者等に係る部分を除く。）、第二項、第四項又は第五項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第六十八条第一項（製錬事業者等に係る部分を除く。）、第二項から第四項まで又は第十二項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十一 第六十八条第十三項の規定による立入り、検査又は取去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第八十条の二 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十一条の二十の許可を受けずに情報処理業務の全部を廃止したとき。

二 第六十一条の二十三第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第六十一条の二十三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第八十条の三 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十一条の二十三の十五の許可を受けずに保障措置検査等実施業務の全部を廃止したとき。

二 第六十一条の二十三の十七第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第六十一条の二十三の十七第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第六十一条の二十三の二十において準用する第六十一条の二十三第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
五 第六十一条の二十三の二十において準用する第六十一条の二十三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
第八十条の四 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十七条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
二 第六十八条第五項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
一 第七十七条第一号から第三号まで、第四号（第二十三条第一項第三号又は第五号に掲げる原子炉を設置した者（以下この条において「試験研究炉等設置者」という。）に係る部分を除く。）、第四号の二、第五号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）又は第六号から第七号の四まで 三億円以下の罰金刑

二 第七十八条第一号、第二号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第三号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第四号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第六号、第七号、第八号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十一号、第十二号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第十四号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十八号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十九号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第三十号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 一億円以下の罰金刑

三 第七十七条（第一号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十八条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十九条又は第八十条 各本条の罰金刑

第八十一条の二 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六十六条の二第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二 第六十六条の二第二項又は第六十八条の二の規定による命令に違反したとき。

第八十二条 次の各号の二に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第七条、第十七条、第四十三条の十二、第四十六条の三若しくは第五十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の三第二項（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、の規定による届出を怠つた者

三 第二十二条の二の二第二項（第五十条の三第二項において準用する場合を含む。）、の規定による届出を怠つた者

四 正当な理由なく、第二十二条の三第三項の規定による命令に違反して核燃料取扱主任者免状を返納しなかつた者

五 第三十条、第四十三条の十三若しくは第四十六条の四の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第四十条第二項の規定による届出を怠つた者

七 正当な理由なく、第四十一条第三項の規定による命令に違反して原子炉主任技術者免状を返納しなかつた者

七の二 第四十三条の二十二第二項の規定による届出を怠つた者

八 第五十一条の二十第二項の規定による届出を怠つた者

九 第五十九条の三第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、の規定に違反した者

十 第六十六条第三項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等）

第八十五条 司法警察員である者であつて政令で定めるもの（以下「取締官」という。）は、次に掲げる場合には、当該船舶の船長（船長に代わつてその職務を行う者を含む。）及び違反者（当該船舶の乗組員に限る。以下同じ。）に対し、遅滞なく、次項に掲げる事項を告知しなければならない。

一 第七十八条（第六十一条の二の二第一項に係る部分に限る。）、第七十八条の四、第八十条（第六十七条第一項及び第四項並びに第六十八条第一項及び第三項に係る部分に限る。）又は第八十一条（第六十一条の二の二第一項、第六十七条第一項及び第四項並びに第六十八条第一項及び第三項に係る部分に限る。）、の罪に当たる事件であつて外国船舶に係るもの（以下「事件」という。）、に関して船長その他の乗組員の逮捕が行われた場合

二 前号に掲げる場合のほか、事件に関して船舶又は船舶の国籍を証する文書その他の船舶の航行のために必要な文書（以下「船舶国籍証書等」という。）、の押収が行われた場合であつて船長その他の乗組員が同号に規定する罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき。

2 前項の規定により告知しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

一 担保金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、遅滞なく、

違反者は釈放され、及び船舶、船舶国籍証書等その他の押収物（以下「押収物」という。）は返還されること。
二 提供すべき担保金の額

3 前項第二号の担保金の額は、事件の種別及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

○原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第四百四十八号）

第十五条 政府は、補償契約の相手方である原子力事業者が次の各号の一に該当するときは、当該補償契約を解除することができる。

- 一 賠償法第六条の規定に違反したとき。
- 二 補償料の納付を怠つたとき。
- 三 第九条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。
- 四 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第六十六号、第十七条第二項において「規制法」という。）第二十一条の二、第三十五条、第四十三條の十八、第四十八條、第五十一条の十六、第五十七條第一項若しくは第二項、第五十八條、第五十八條の二第二項、第五十九條又は第五十九條の二第一項の規定により講ずべき措置を講ずることを怠つたとき。
- 五 補償契約の条項で政令で定める事項に該当するものに違反したとき。
- 2 前項の規定による補償契約の解除は、当該補償契約の相手方である原子力事業者が解除の通知を受けた日から起算して九十日の後に、将来に向つてその効力を生ずる。

○地価税法（平成三年法律第六十九号）

（課税価格の計算の特例）

第十七条 別表第二に掲げる土地等に該当するもの（当該土地等が同表第四号、第六号及び第八号の規定に規定する施設又は事業場（以下この項において「施設等」という。）の用以外の用にも供されているときは当該土地等のうち当該施設等の用以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除くものとし、当該施設等として使用されている建物等が貸し付けられているものであるときは専ら当該施設等として使用されている建物等で政令で定めるものの用に供されている土地等に限る。）については、課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

2 次の各号のいずれかに該当する土地等については、課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

一 別表第二第九号に規定する法人（以下この項において「協同組合等」という。）により借地権等が設定されている土地等その他協同組合等に貸し付けられている土地等（民法第二百六十九条ノ二第一項（地下又は空中の地上権）の地上権その他これに準ずる権利が設定されているもの、貸付けの期間が短期であるものその他の政令で定めるものを除く。）

二 専ら協同組合等に貸し付けられている建物等で政令で定めるものの用に供されている土地等

3 前二項の規定は、財務省令で定めるところにより、別表第二に掲げる土地等（同表第九号に掲げる土地等を除く。）又は前項に規定する土地等のいずれかに該当する旨を証する書類が保存されている場合限り、適用する。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号）

第七十六条の四中「前二条」を「第七十六条の二及び前条」に、「刑法第四条の二」を「刑法第四条の二の例に、第七十六条の三の罪は同法第三条」に改め、同条を第七十六条の五とし、第七十六条の三を第七十六条の四とし、第七十六条の二の次に次の一条を加える。

第七十六条の三 核爆発を生じさせた者は、七年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第八十条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 第六十七条の二第一項又は第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第八十条に次の二号を加える。

十三 第六十八条の三第一項の規定による立入り、撮影、測定、観測、調査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

十四 第六十八条の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

○テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十三年法律第二百一十一号）

附則

（経過措置）

第二条 改正後の爆発物取締罰則第十条の規定、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第五十一条の二の規定、火災びんの使用等の処罰に関する法律第四条の規定、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第十一条の規定、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第四十二条（刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二に係る部分に限る。）の規定及びサリン等による人身被害の防止に関する法律第八条の規定は、この法律

の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

2 改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十六条の二（特定核燃料物質に係る部分を除く。）に係る同法第七十六条の四の規定についても、前項と同様とする。

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）
（適用除外）

第七条 別表の上欄に掲げる法律の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の下欄に定めるこの法律の規定は、適用しない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の四第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「電子情報処理組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十二条の三第一項に規定する事業者、同条第二項に規定する運搬受託者及び同条第三項に規定する

処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。